

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究（S）

研究期間：2007～2011

課題番号：19673001

研究課題名（和文） 明治日本の国家形成過程における条約改正

研究課題名（英文） Treaty Revision in the State Building Process of Meiji Japan

研究代表者

五百旗頭 薫 (IOKIBE KAORU)

東京大学・社会科学研究所・准教授

研究者番号：40282537

研究成果の概要（和文）：

明治日本の条約改正は、関税自主権の回復や領事裁判の撤廃といった、重要な主権の回復を目指し続けた歴史だと考えられてきた。しかし、この研究計画は、交渉をち密に再現することで、これが条約の運用の部分的改善という、日本の実力に見合った要求から始まったことを明らかにした。これに挫折し、政府が性急に法権回復を実現しようとした時に、そのための代償が国内のナショナリズムの憤激を招いた。今日、我々は様々の重要な条約の下にある。条約を賢明に運用し、改正するための、原点となる歴史的経験を再現した。

研究成果の概要（英文）：

Treaty Revision of Meiji Japan has been regarded as a history of the persistent quest for the restoration of a significant portion of sovereignty, such as tariff autonomy or abandonment of consular jurisdiction. This research project, however, clarifies, through elaborately tracing the process of negotiation, that the revision started with a demand more fitted to the capability of Japan at that time, the partial improvement of the practice of treaties. As this negotiation failed, Japanese government hastened to the restoration of whole jurisdiction with some compensations, which faced the repulsions of domestic nationalism. Today, we live under various important treaties. To wisely practice them or revise them, this project goes back to the origin of such lives and reconstructs its historical experience.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	2,900,000	870,000	3,770,000
2009年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	9,400,000	2,820,000	12,220,000

研究分野：

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：政治学・政治史・条約改正・行政権・対外硬・条約励行・福地源一郎

1. 研究開始当初の背景

(1) 条約改正史は、明治の政治外交史の中

心課題でありながら、包括的な研究が長い間行われていなかった。

既存研究が、条約改正交渉の目標として重視してきたのは、法権回復（領事裁判の撤廃）や税権回復（関税自主権の回復）であった。しかし、実際には、両者と重なりつつも包含されない目標群があった。これらの目標群を射程に入れないことが、研究史の欠落をもたらしていると考え、これを射程に入れた研究を構想した。

(2) しかも、これらの目標群をめぐる交渉とその国内的意味を精査することは、単に明治の条約改正史の理解を深めるにとどまらず、およそ重要な条約や主権の制限が持つ意義を、条文から直接的に論ずるのではなく、その運用をめぐる国内外の広範な交渉や対立に基礎を置いて検討するための方法・視角を洗練させることに貢献すると考えた。

2. 研究の目的

(1) 日本が19世紀半ばに開国する際に締結したいわゆる不平等条約について、研究史を精査した上で、条文の改正交渉の歴史にただちに着手するのではなく、条文がどのように運用されたかを検討する。

(2) この条約の運用の改善を求める交渉が、条約改正交渉として行われたという仮説に基づいて、条約改正交渉の前半期を精査し、様々な争点の中で、日本が最も重視した争点とその変遷を明らかにする。

(3) このような運用の改善を目指した交渉が、ある段階で本格的な法権回復交渉に転換したのはなぜか、という問いを立てる。この問いにとりくむことで、運用の改善に目標を限定していた現実主義的な交渉が、どのような点で現実に適合しえなかったのかを明らかにする。

(4) 法権回復交渉については、従来からその促進要因が検討されてきた。本研究計画からは、運用の改善すら実現しないのに、なぜより理想的な法権回復交渉が促進されたのか、というよりハードルの高い問いが生まれる。これに挑戦することで、より豊かな知見を得る。

(5) 他方で、法権回復交渉の阻害要因も従来から検討されていたが、ナショナリズムからの反発、といった漠然とした想定に帰着することが多かった。本研究計画では、運用の改善が実現しないままより高度な交渉目標に転換したことへの不満を想定・析出することができる。阻害要因への問いを、政府内に

どのような不満があったか、そしてそれが、法権回復交渉に対して沸き起こった国内の反対とどのような関係があったか、といった問いに分解して再検討する。

(6) 以上の交渉の歴史を通じて、国内世論がどのように反応したかを検討する。

(7) 日本は清朝との間には日清修好条規を締結していた。その改正交渉と、欧米との改正交渉との関係については、部分的に重要な指摘もなされてきたが、包括的には検討されてこなかった。運用の改善を目指した時期と、法権回復を目指した時期、という時期区分を対清交渉にも導入することで、対欧米・対清朝を包括した条約改正史を構築する。

3. 研究の方法

(1) 歴史研究なので、先行研究と国内外の史料を幅広く渉猟する必要があった。インターネット上で入手できる史料もあるが、もちろん不十分であり、史料の閲覧・複写に従事した。また、海外の史料については、国内に所蔵されているものを最大限活用したが、重要でありながら所蔵されていないものについて海外出張して入手する必要があった。

(2) 研究協力者との研究会を組織し、ほぼ固定されたメンバーによる濃密な議論を繰り返した。

条約の特定の条文の改正交渉であれば、狭義の外交史研究によって分析することができる。しかし、本研究計画では、条約の日常的な運用が、国政レベル・地方レベル（主に開港・開市）の様々な政治的・社会的諸領域との間に形成した多様な関係を、念頭におかなければならない。そして、条約改正交渉の本格化や変質が、これらの関係に与えた影響を検討しなければならない。

一人の研究者がなしうる作業ではないので、重要な領域の優れた若手研究者を集め、随時その助言や批判を得る必要があった。

4. 研究成果

(2. 研究の目的 で記した(1)～(7)の諸項目に対応して摘記し、追加的な成果を(8)として記述する)

(1) 条約国が、領事裁判の拡大適用によって、日本政府の行政規則制定権を阻害していたことを確認した。

そして、一部の既存研究がこのことを指摘していたにもかかわらず、この知見を改正交渉史に連動させることがなかったため、条約

改正研究の分散化・局所化を招いたことを指摘した。

なお、副産物として、研究史の出発点の一つといえる吉野作造の歴史叙述に関心を持ち、その講義録の紹介・分析を行う機会を得た。

(2) 税権回復交渉として理解されてきた岩倉使節団の時代と寺島宗則外務卿の時代、そして法権回復交渉として理解されてきた井上馨外務卿・外務大臣時代の大半において、日本政府にとり最重要の交渉目標はほぼ一貫して、行政規則を自由に制定して日本国内の日本人・外国人に等しく適用する権利の回復（行政権回復）にあったことを明らかにした。

同時に、行政権回復の主目的が税関行政から警察行政へと徐々に移行したことを指摘した。それによって、多様な領域を持つ行政における主権回復交渉に特有の、テクニクや力学にはじめて分析のメスを入れた。

(3) 行政権回復交渉が成就しなかった諸要因を解明した。

第一に、行政は、訴訟以上に、人の日常的な権利にかかわるため、条約国の抵抗が意外に強かった。

第二に、多様な領域をかかえるが故に、外務省は大蔵省など他省からの介入を受けやすく、かつ条約国側の様々な誤解と警戒を招きやすかった。

第三に、司法や立法との優劣を定めるのが困難で、司法省などからの異論を受けやすかった。

第四に、司法や立法との境界を確定するのが困難で、特に、行政規則の中に重要な法律規則を包含しようとする衝動が日本政府内にあったため、行政権回復と法権回復との差異があいまいになることがあった。

第五に、行政権回復要求は、地方ごとに異なる秩序への尊重の要求に基礎付けられていたが、こうした地方性の認識は、行政権回復要求が対外的な主権回復の一環としてくりかえし要求される中で、摩滅していった。

第六に、行政権回復が法権回復にすりかわる背景には、日本の国家形成の複合的な特徴があったと思われる。すなわち、日本は行政を突破口に国家形成を図ったが、財政的・能力的制約から、行政の主な内実は規則を制定・改正する法務行政にあり、その意味で立法と親和的であった。

以上の要因から、日本政府は最終的に 1886 年の段階で、行政権回復ではなく法権回復へと交渉目標を転換することになった。

こうした解釈は、条約改正史研究として斬新であるだけでなく、外交史という特殊な視角から、近代国家の組成を透視する試みとも

なった。

(4) 日本が、より平等な関係だけでなく、そもそも（本国政府同士が実質的な交渉関係を持つという意味での）外交関係を築こうとして苦闘していたことが明らかになった。

すなわち、行政権への介入というのは、日本における条約国の既得権であり、条約国の本国政府よりも駐日公使が熱心に擁護している、と日本側は考えていた。行政権回復交渉は、条約国の本国政府と交渉関係を築こうとする運動でもあった。

実際には、各国公使をバイパスするのは容易ではなかった。この困難への一定の応答として、条約改正をめぐる会議外交を分析することができた。

すなわち、1882 年の予備会議においては、法権回復・内地開放の展望を示すことで、日本は予備会議の審議権限を超越したアジェンダを提示し、条約国本国政府の関心を惹いた。

また、調印にこそいたらなかったが法権回復をはじめて国際的なコンセンサスとした 1887 年の裁判管轄条約案の第五条（法典の編纂・改正を条約国政府に通知する）は、日本の開化を本国政府が直接に確認する手続きを規定することで、東京の各国公使による異議申し立てを制限する役割を果たしたことを明らかにした。

(5) 行政権回復が棚上げになったことへの政府内の不満は強く、それが法権回復交渉の挫折の要因になっていたことを明らかにした。

特に、上記の裁判管轄条約案第五条は、行政規則の制定・改正の度に条約国と交渉していた苦い記憶と連動することで、政府内の強い反対を噴出させた、という展望を示すことができた。

さらに、行政権回復交渉の在野化ともいべき事象を析出できた。政府が長年行ってきた、条約に明記されていない運用への抗議は、反政府勢力によって条約励行論として再生され、政府の法権回復交渉を妨害する屈強の論理となった。

(6) 行政権回復という限定的な交渉目標が、主に福地源一郎・東京日日新聞の言説によって日本国内で一定程度黙認されたことを明らかにした。

他方で、細かい運用も重要である、という福地の指摘は、細かい運用への不満も看過しない、という論理として受容され、条約励行論への転化を準備したことも明らかにした。従来、反政府勢力の戦術としての位置づけしか与えられてこなかった条約励行論が、過去の政府の現実主義的な交渉方針の副産物であると指摘した点は、重要な貢献であると思

われる。

(7) 行政権回復交渉とそれ以後の時代、という区分の中で、対清交渉を対欧米交渉と有機的に関連させて理解することができた。

すなわち、清朝は、外国との紛争に、地方行政レベルでアドホックに対応することについては、日本を上回る余裕と能力を持っていた。そのため、行政規則のレベルでの調整を日本が求めた場合、一定程度の協力に応じた。

他面で、こうした調整を新たな協定として正式に確定することや、修好条規を新たな条約へと改正することについては、清朝は消極的であった。

このことが、法権回復に転じた日本の対欧米条約改正交渉との齟齬を生むと共に、対清交渉方針をめぐる日本側の方針の対立も招いた。

(8) 以上の成果を、2010年末に単著(五百旗頭薫『条約改正史——法権回復への展望とナショナリズム』有斐閣)として刊行することができた。

ここにいたる過程で、研究協力者から得た助力は多大なものがある。しかし、同書の主題はやはり改正交渉をめぐる政治と外交であり、隣接する問題、例えば、行政の諸領域における条約の運用・改正問題と国家形成の関係については、断片的な言及しかできなかった。

これを踏まえ、研究協力者からは、同書への有益な補完・批判が、多彩に提起された。研究代表者が認識する限りの内容を、下記に記す。なお、[]内に、当該論点を提起した研究協力者を記した。

①行政権回復という問題の成立自体を、歴史的にとらえるべきである。それによって、行政権回復が地方性との緊張関係を早くからかかえていたことが、具体的に把握される。

たとえば、幕藩制国家における「役の体系」の延長上に、特異な地点として位置づけられていた開港場地域は、1870年代初頭に府県制の中に組み込まれていく。このことは、行政規則の適用が問題化される前提として重要であろう〔松澤裕作〕。

こうした変化は、人的・経済的交流の拡大によっても促進された。港湾行政においては、都市機能を含めた port の規則が地方ごとに成立していた状況が、港湾水面に特化したより普遍的な harbour の規則への志向にとってかわられる。これは、規則制定権の喪失が、国家レベルの外交争点となることを容易にしたであろう〔稲吉晃〕。

警察行政も、時期によって異なる存在性格を示した。違警罪について、地方ごとの制定

を認めるのか、警察に処断権を認めるのか、三府五港についても同様であるか、などをめぐって制度が変遷したためである。この制度変遷も、外国人への適用問題を意識したものであった〔中澤俊輔〕。

②条約の拡大運用は、行政規則の問題だけに限定されるものではないし、不当なものばかりでもなかった。

たとえば、外国艦船、特に軍艦の非開港への寄航である。それは、沿岸遊覧や軍事演習まで含む巨大な既得権であったが、長い海岸に囲まれた日本の地形を十分に踏まえていなかった条約の下では、一定の合理性を備えた運用であった〔鶴飼政志〕。

③日本の行政と西洋文明との関係を、より多様な観点から理解する必要がある。

行政権回復を推進する言説は、日本がせっかく西洋の方法を取り入れたのに、その実施を西洋が妨害している、という怒りを表出することが多かった。しかし、広く西洋文明との邂逅という観点で考えた場合、こうした言説自体を相対化しなければならない。

たとえば、埋葬においては、日本の火葬化は欧米に遅れるものではなく、いわば火葬先進国として位置づけられることもあった〔石居人也〕。

逆に、検疫のように、日本の行政が固執した方針が、西洋の最先端の技術から見れば批判の余地を残す場合もあった〔市川智生〕。

④法権回復と法典編纂の問題を、やはり軽視してはならない。両者を、行政権回復という概念によって相対化するとしても、むしろそれを踏まえることで、両者の連関・非連関についてあらためて理解を深めることができる。

たとえば、裁判所構成法の編纂方針は、条約改正方針が行政権回復交渉から法権回復交渉に転換する時期に、一定の変更をこうむった可能性がある。行政権回復とその挫折が広いインプリケーションを持つのであれば、法典編纂に対するそれをも検討すべきであろう〔長沼秀明〕。

また、特定の法典編纂の可否とは別に、法典の編纂を外交上の必要から理解・批判するか、あくまで国内問題として位置づけるか、という対立もあった。こうした複合的な対立構図を、その後の第二次伊藤内閣の条約改正交渉への反対運動と比較することで、法権回復をめぐる政治対立の変遷がより明晰に理解されるであろう〔小宮一夫〕。

⑤対清交渉が進展しなかった理由を説明するためには、最恵国待遇をめぐる交渉をより重視する必要がある。

大隈重信外相は、対清交渉の放棄を決断した。その背景には、欧米側が大隈の有条件的最恵国待遇の解釈を事実上認めたため、清朝の領事裁判権を援用する危険性が低減したことがあった〔山下大輔〕。

⑥条約改正史を、条約の運用という前史との連続で理解するのであれば、改正後の歴史との連続・非連続も、より自覚的に検討すべきである。

水道の敷設は、条約改正交渉との関連を意識して始まりつつ、都市間の補助金獲得競争が全面化していく。その経緯を、衛生観念の変化や内外人料金格差の問題、市町村公設主義に基づく制度設計を念頭に検討する必要がある〔松本洋幸〕。

これらの知見を組み込み、条約改正をより広い裾野から理解するための論文集を編纂すべく、研究協力者と共に作業を進めている。

本研究計画は大きな成果を挙げ、かつ今後にもさらに進展する可能性を豊かに有しているものと、確信している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 13 件)

Kaoru Iokibe, *Independence and Opposition: Consequences of Treaty Revision in Meiji Japan*, University of Tokyo Journal of Law and Politics, Volume 9, Spring 2012, Special Issue, "The Study of Politics Across Levels and Borders: In Memory of Professor Susumu Takahashi", pp. 63-80. 査読無

五百旗頭 薫・伏見 岳人「吉野作造講義録(一)はじめに」『国家学会雑誌』121 卷 9・10 号、2008 年 10 月、61~70 頁 吉野作造講義録研究会編「吉野作造講義録(一)」『国家学会雑誌』121 卷 9・10 号、2008 年 10 月、61~108 頁。査読無

〔学会発表〕(計 14 件)

五百旗頭 薫「表象の時代—福地源一郎—」国際日本文化研究センター共同研究『指導者と指導者像』(2011 年 1 月 29 日、京都・国際日本文化研究センター)

五百旗頭 薫 企画・趣旨説明・司会・討論・総括 二〇一〇年史学会第一〇八回大会日本史部会(近現代)シンポジウム「条約改正の基礎過程」(東京大学小柴ホール)(2010 年 11 月 7 日、東京大学)

五百旗頭 薫(主講人)「隣国日本の近代化」『東亜近代国際史研究会』(2009 年 7 月 26 日、台湾・国立政治大学)

五百旗頭 薫「明治日本の条約改正」東京大学法学部政治史研究会(2009 年 2 月 21 日、東京大学)

〔図書〕(計 4 件)

五百旗頭 薫『条約改正史——法権回復への展望とナショナリズム』有斐閣、2010 年 12 月、378 頁。

五百旗頭 薫「隣国日本の近代化—日本の条約改正と日清関係—」岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009 年 4 月、67~92 頁。

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計◇件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

五百旗頭 薫 (IOKIBE KAORU)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号：40282537